2　入国審査官又は入国警備官は、前項の調書を作成したときは、当該関係人に閲覧させ、又は読み聞かせて、録取した内容に誤りがないことを確認させた上、署名をさせ、かつ、自らこれに署名しなければならない。この場合において、当該関係人が署名することができないとき、又は署名を拒んだときは、その旨を調書に付記しなければならない。

第二十条第一項中「地方入国管理局に出頭して」を削り、同条第二項中「当たつては」の下に「、写真一葉」を加え、同条第四項を削り、同条第三項第一号及び第二号を次のように改める。

一　中長期在留者にあつては、旅券及び在留カード

二　中長期在留者以外の者にあつては、旅券又は在留資格証明書

第二十条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の場合において、第一項の申請が次に掲げる者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方入国管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

一　十六歳に満たない者

二　三月以下の在留期間の決定を受けることを希望する者

三　短期滞在の在留資格への変更を希望する者

四　外交又は公用の在留資格への変更を希望する者

五　特定活動の在留資格への変更を希望する者で法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動として次のいずれかの活動の指定を希望するもの

イ　亜東関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動

ロ　駐日パレスチナ総代表部の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動

第二十条第五項を次のように改める。

5　中長期在留者から第一項の申請があつたときは、当該中長期在留者が所持する在留カードに、法第二十条第二項の規定による申請があつた旨の記載をするものとする。

第二十条第六項中「法第二十条第四項」の下に「第二号及び第三号」を、「旅券」の下に「又は在留資格証明書」を加え、同条に次の一項を加える。

9　中長期在留者がした第一項の申請に対し許可をしない処分をしたとき及び当該申請の取下げがあつたときは、第五項の規定により在留カードにした記載をまつ消するものとする。

第二十一条第一項中「地方入国管理局に出頭して」を削り、同条第二項中「申請に係る別表第三の二」を「写真一葉並びに申請に係る別表第三の五」に改め、同条第五項中「法第二十一条第四項」の下に「において準用する法第二十条第四項第二号及び第三号」を、「旅券」の下に「又は在留資格証明書」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「法第二十一条第四項」を「において準用する法第二十条第四項第二号及び第三号」を、「旅券」の下に「又は在留資格証明書」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第十九条第三項並びに前条第三項及び第五項の規定」を「前条第四項、第五項及び第九項の規定」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前条第九項中「第五項」とあるのは「第二十一条第四項において準用する第二十条第五項」と読み替えるものとする。

第二十一条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の場合において、第一項の申請が次に掲げる者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方入国管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

一　十六歳に満たない者

二　中長期在留者でない者

三　三月以下の在留期間の決定を受けることを希望する者

第二十一条の二第三項中「前項」を「第一項」に、「申出に係る別表第三の二」を「写真一葉並びに申出に係る別表第三の五」に改め、同条第四項中「第十九条第三項並びに第二十条第三項及び第五項」を「第十九条第三項及び第二十条第四項」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第十九条第三項中「第一項」とあるのは「第二十一条の二第一項」と、「及び前項に定める手続」とあるのは、「、第二十一条の二第三項に定める資料の提出及び第二十一条の二第四項において準用する第二十条第四項に定める手続」と読み替えるものとする。

同条第五項及び第六項を次のように改める。

5　第一項の規定にかかわらず、外国人が疾病その他の事由により自ら出頭することができない場合には、当該外国人は、地方入国管理局に出頭することを要しない。この場合においては、当該外国人の親族又は同居者若しくはこれに準ずる者で地方入国管理局長が適当と認めるものが、本邦にある当該外国人に代わつて第一項に定める申出書及び第三項に定める資料の提出並びに第四項において準用する第二十条第四項に定める手続を行うことができる。

6　中長期在留者が第一項の申出をしたときは、第二十条第五項の規定により在留カードにした記載をまつ消し、当該在留カードに法第二十一条第二項の規定による申請があつた旨の記載をするものとする。

同条第七項及び第八項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第二十一条の三　第二十一条第一項の申請をした外国人が、当該申請を在留資格の変更の申請に変更することを申し出ようとするときは、別記第三十号の三様式による申出書一通を地方入国管理局に出頭して提出しなければならない。

2　前項の申出があつた場合には、当該申出に係る第二十一条第一項の申請があつたものとみなす。

3　第十九条第三項、第二十条第四項並びに前条第三項及び第五項の規定は、第一項の申出について準用する。この場合において、第十九条第三項中「第一項」とあるのは「第二十一条の三第一項」と、「及び前項に定める手続」とあるのは、「並びに第二十一条の三第三項において準用する第二十条第四項に定める手続及び第二十一条の二第三項に定める資料の提出」と、前条第三項中「別表第三の五」とあるのは「別表第三」と、前条第五項中「第一項」とあるのは「第二十一条の三第一項」と、「及び第三項に定める資料の提出並びに第四項において準用する第二十条第四項に定める手続」とあるのは「並びに第二十一条の三第三項において準用する第二十一条の二第三項に定める資料の提出及び第二十条第四項に定める手続」と読み替えるものとする。

4　中長期在留者が第一項の申出をしたときは、第二十一条第四項が準用する第二十条第五項の規定により在留カードにした記載をまつ消し、当該在留カードに法第二十条第二項の規定による申請があつた旨の記載をするものとする。

第二十二条の見出し中「在留資格の変更による」を削り、同条第一項中「申請書一通」の下に「、写真一葉」を加え、「地方入国管理局に出頭して」を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項の場合において、前項の申請が十六歳に満たない者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方入国管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

3　第二十条第四項の規定は、第一項の申請について準用する。

第二十二条第四項を削る。

第二十四条第一項中「地方入国管理局に出頭して」を削り、同条第二項中、「当たつては、」の下に「写真一葉及び」を加え、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「法第二十条第四項第二号及び第三号に規定する旅券又は在留資格証明書」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第十九条第三項並びに第二十条第二項、第三項、第五項及び第七項」を「第二十条第二項及び第七項」に、「二十条第二項中「前項」とあるのは「第一項」と、同条第七項」を「第二十条第七項」に改め、「「在留資格への変更」とあるのは」の下に「、」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。